

発議第2号

斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則

【議案提出担当課：議会事務局】

傍聴人の守るべき事項を現在の社会情勢に即した内容に見直すとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点等から、本規則において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 傍聴手続きの見直し（第4条の改正規定）

傍聴人受付票に記入する事項から年齢を削除します。

(2) 傍聴席への持込禁止物及び入場制限の見直し（第7条の改正規定）

① 他人に危害を加えるおそれのある物の規定を整理します。

② 視覚的に会議妨害となる物を例示している規定を統合し、議場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがある物等の携帯・着用を禁止する規定に改めます。

③ 保護者等の付き添いが必要な者の年齢を、12歳未満から乳幼児に緩和します。

④ 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の例示を追加します。

(3) 傍聴時に遵守すべき事項の見直し（第8条の改正規定）

① 騒ぎ立てること等の例示を削除し、静粛の保持に関する努力義務へ統合します。

② 議場にいる者に対する示威的行為を禁止します。

③ 帽子、コート及びマフラーの着用等、品位保持に関する制約を廃止します。

④ 遵守事項の明確化を図る観点から、不体裁な行為の禁止規定を削除し、他人に迷惑を及ぼす行為の禁止規定に統合します。

(4) その他条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。